

平成25年12月24日

## 放射性廃棄物処分問題の解決に向けて（緊急提言）

経済産業大臣 茂木 敏充殿

拝啓 貴大臣におかれましては、日本の再生と成長に向けた安倍内閣の成長戦略「三本目の矢」の実現に向けて、活躍しておられますことに深甚なる敬意を表します。

我が国の経済を支え成長させるためには、安価で、安定な、あわせて地球温暖化対策に優れたエネルギーの確保が不可欠なことはご高承のとおりであります。原子力発電は、その何れもの条件を満たす優れたエネルギー源ですが、東日本大震災と福島事故により我が国の高レベル放射性廃棄物の最終処分計画に対する国民の注目度が急激に高まり、国民の理解を得ることが一層重要となりました。

経済産業省は、現在、最終処分地の選定をはじめとする高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けて、国が主導する方向で報告案を取りまとめ中とのことであり、貴大臣の卓越したご指導とご尽力に深く敬意を表します。

この報告書作成に当たって、現行の高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「法の枠組みを改訂し、国民・地域社会の信頼と参加の下に最終処分事業を国の責任で一貫して実施する」ことを提言いたします。

敬具

### 提言

放射性廃棄物の最終処分の実施方策については、以下の事項を踏まえて法の枠組みを変更する。

1. **放射性廃棄物の最終処分は人類の健全な生活環境を持続することをねらいとし、国の責任で実施することを法律で定める。**

この法律では、最終処分事業の目的を「人間の健康、環境の保全、将来世代への責任」と明示する。この目的は2003年に批准した「放射性廃棄物等安全条約」に示される国際的な共通理念である。

2. **経済産業大臣を長とする常設の委員会を設置し、併せて国の最終処分実施機関を設立し、高レベル放射性廃棄物のみならず国内で発生するすべての放射性廃棄物の処分を対象として国が一貫して実施する体制を構築する。**

委員会は、ガラス固化体の貯蔵管理ができていない現状を踏まえ、最終処分の開始時期などを含めた代替技術の評価検討、地層処分について埋設廃棄物の回収可能性などを含む我が国に適した技術的選択肢を提示、最終処分地の選定方式の選択肢の提示、最終処分地の選定、最終処分実施機関の指導、ならびに最終処分に関わる最終処分実施機関と国民・地域社会との仲介（メディエーション）をおこなう。また、委員会のもとに、最終処分について国民・地域社会の学習を支援する仕組みを構築する。

**最終処分実施機関**は、委員会による最終処分地選定に対する技術支援、最終処分の実施、最終処分に関わる研究開発を行う。最終処分事業は、福島事故以降、一層高いガバナンスを有する法人が実施することが求められる。そのために、最終処分実施機関は、国が設立する法人とする。

以上

## 提言者代表

金氏 顯 エネルギー問題に発言する会代表幹事

小川 博巳 日本原子力学会シニアネットワーク(SNW)会長代行

(上記2団体は、10余年前から日本のエネルギー政策のあり方を考え、国民のエネルギー問題に関する理解を深めようとの趣旨で設立され、活動を続けている団体です。

今回の提言に賛同する有志全員61名の氏名を下記に記載します。)

★この提言に関するお問い合わせは下記にお願いします。

坪谷隆夫： 電子メール officetsuboya@nifty.com

石井正則： 電子メール m\_ishii@flamenco.plala.or.jp

(提言者・・・氏名掲載省略)